

議案第 2 1 号

日出町介護保険条例の一部改正について

日出町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町介護保険条例の一部を改正する条例

日出町介護保険条例（平成 1 2 年日出町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項を次のように改める。

3 令和 2 年度における保険料の減額賦課に係る保険料率は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる者 2 0, 5 0 0 円

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる者 3 4, 1 0 0 円

(3) 第 1 項第 3 号に掲げる者 4 7, 8 0 0 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日出町介護保険条例第2条第3項の規定は、令和2年度分の保険料率から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

理 由

低所得者に対する保険料の軽減を行うために条例を整備したいので提出する。